

宇喜田十八軒青年会会則

第一章 総則

第一条 本会は宇喜田十八軒青年会と称し、事務所を青年会会長宅に置く

第二条 本会の地域範囲は、宇喜田十八軒自治会範囲とし、当範囲内に居住もしくは勤務する者を以って組織し会員とする

第二条の二 本会の地域内を班別に組織する

第三条 本会の会員は地域内の十八歳以上の成年である

第二章 目的及び活動

第四条 本会は会員相互の親睦を払い、会員及び青少年の体育増進及び自治会等内外の相互協力及び生活文化の向上を以って目的とする

第五条 前条目的達成の為以下の活動を行う

- 一、会員間の相互親睦に関する事項
- 二、青年会慰安に関する事項
- 三、文化、保健体育に関する事項
- 四、災害予防並びに災害時に於ける救護に関する事項
- 五、慶弔に関する事項

第三章 役員、役員任期、選任及び部門

第六条 本会に下記の役員を置く

- 一、会長 一名
- 二、副会長 三名
- 三、総務局長 一名
- 四、会計予算局長 一名
- 五、事務局長 一名
- 六、会計監査役 一名
- 七、班長

第六条の二 第六条の項、会長、副会長以外の役職には若干名の補助者を設けることが出来る

第七条 役員任期は一年とする

但し、再任は妨げない。尚欠員による役員任期は前任者の残任期間とする

第八条 役員選任は下記方向による

- 一、会長 総会の合意により選任する
- 二、副会長 会長が指名する
- 三、総務局長 同上
- 四、会計予算局長 同上
- 五、事務局長 同上
- 六、会計監査役 同上
- 七、班長 同上

第八条の一 第八条総会の合意とは、選挙又は会員一致の推薦である

第九条 役員任期は下記の通りとする

- 一、会長は会を代表し、内外の会務全般を総理する
- 二、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時之を代理する
- 三、総務局長は、会全般の行事、企画等を担当し、その任務の長となる。但し各行事に付き代理者を

置くことが出来る

四、会計予算局長は、会計事務、及び行事予算を作成する長となる。又、現金、帳簿、証拠書類の保管の任に当る

五、事務局長 会全般の事務を処理し、会及び会外の渉外に当る

六、会計監査役は、会計その他の帳簿を監査する

七、班長は役員の指揮を受け。職務を遂行する

第十条

本会に下記部門を置く

一、総務局

二、会計予算局

三、事務局

四、体育部

五、文化部

六、其の他必要と認めたる部門

第四章 会議

第十一条

本会の会議を次の四種とする

一、総会

二、臨時総会

三、役員会

四、月例会

第十二条

総会は毎年一回開催する

総会は全会員の過半数を以って成立する。但し過半数とは欠席者の委任状も有効であり、又委任状なき欠席者は総会当日までに総会を委任する旨を口頭で申し伝えることが出来る

総会は下記の事項を審議する

一、活動報告、活動計画

二、決算報告及び予算の承認

三、会則の変更

四、役員を選任

五、其の他役員会において必要と認めたる事項

第十三条

臨時総会は会議必要と認めたる時又は会員の三分の一以上の要求ある時之を招集する

第十四条

役員会は会長が招集する。その構成は第六条、一～六の役員である

第十四条の二

月例会は定例会としてその構成は全会員である

第十五条

会議の開催したる時は、議事録に会議の経過及び結果を記載し出席者の役員及び会員の姓名を記載し之を補完する

第五章 会計

第十六条

本会の経費は、寄付金、及び其の他の雑収入を以って充てる

第十七条

本会の会費は、月額三百円とし、年二回収納する

第十八条

本会の会計年度は、毎年四月一日より、翌年三月三十一日迄とする

第六章 入会及び退会

第十九条

本会に入会する者は、所定の手続きを必要とする

第二十条

本会会員の退会は所定の手続きを必要とし、かつ会費は一切返済しないものとする

第七章 顧問、相談役

第二十一条

本会に会に貢献された方を会員推薦により顧問及び相談役にすることが出来る

第八章 附則

- 第二十一条 本会則は総会の承認を要する
- 第二十三条 会長は役員会の承認を得て、別に細則を定めることができる
- 第二十四条 本会員の慶弔には金一万円を、家族には金五千円を贈る
また、自治会および協力団体役員の慶弔には金五千円を贈る
- 第二十五条 本会は一切の政治的宗教的活動は行わない
但し公共団体及び自治会祭礼等の催しものはこの限りではない
- 第二十六条 本会則は総会承認後施行する

以上

昭和五十三年三月二十五日、五十二年度総会全員一致賛成

昭和五十三年四月一日より施行

平成三十年四月十五日、「第三条 本会の会員は地域内の十八歳より四十五歳迄の成年男子である」を改定

令和元年五月十八日、「第二条 本会の地域範囲は、十八軒自治会範囲とし、当範囲内に居住する者を以って組織し会員とする」、「第二十四条 本会員及び家族の慶弔には、金三千円を贈る」を改定

令和三年四月四日、「第二十四条 本会員の慶弔には金一万円を、家族には金五千円を贈る」を改定

令和四年四月三日、「第一条 本会は宇喜田十八軒青年会と称し」を改訂